

徳島県重度心身障害者雇用奨励金制度のご案内

徳島県では、次の制度の対象となった重度心身障害者を、その制度終了後、引き続き一年以上常用労働者として雇用する事業主に対して、雇用奨励金を交付します。

- 特定求職者雇用開発助成金
- 職場適応訓練

＜雇用奨励金の額＞

上記の制度終了後一年の間、三ヶ月毎に、対象労働者一人につき月額二万円が交付されます。ただし、一ヶ月の賃金が二万円未満の場合は、その賃金の額（百円未満切り捨て）となります。

＜雇用奨励金の申請方法について＞

1. 当奨励金の交付を受けようとする場合は、上記の制度終了後一ヶ月以内に、下記の書類をハローワークに提出してください。県において雇用奨励金の交付が認められたときは、認定通知書が交付されます。
 - 重度心身障害者雇用奨励金交付申請書
 - 対象労働者の障害者手帳の写し
 - 上記の制度を利用していたことがわかるもの（支給申請書の写し等）
2. 交付認定を受けた事業主の方は、三ヶ月毎に、下記の書類により、対象労働者の雇用状況について報告する必要があります。各対象期間終了月の翌月15日までに、ハローワークを経由し提出してください。この報告をもとに交付金額を決定します。
なお、雇用状況の確認のため、支給実績のない場合もご提出をお願いいたします。
 - 重度心身障害者雇用状況報告書
 - 各対象月にかかる出勤簿またはタイムカード（写し）
 - 各対象月にかかる賃金台帳（写し）

＜その他＞

雇用奨励金の交付期間中に対象労働者が離職した場合は、離職した月の翌月15日までに、報告書を提出していただく必要があります。

この奨励金は、一年以上の雇用を条件に交付されるため、対象の労働者が一年以内に離職した場合は、既に交付された雇用奨励金を返還していただくことになります。

なお、返還が免除される場合がありますので、詳しくはお問合せください。

＜お問合せ先＞

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当

電話番号：088-621-2347 ファクシミリ：088-621-2852